

〈自由論文〉

エビデンスに基づく政策立案

—我が国における EBPM—

Japan's Implementation of EBPM

稲田 圭祐

Keisuke Inada

【Abstract】

Evidence-based policy making (EBPM) has been introduced to Central Government of Japan. This paper summarizes and evaluates its current status it focuses on logic model. In the medical field, Randomized Control Trail (RCT) was developed to improve the quality of Evidence-based-Medicine (EBM). It seems to be pioneer of EBPM. But the development of policy making by the evidence in public sector originates from the principles of performance management, PPBS and NPM etc. We review the practices learned from EBPM in leading countries such as US and UK. Finally, I show that the controversy surrounding Japan's EBPM continues to dominate policy debate about contested issues.

【キーワード】

EBPM, エビデンス, PDCA, RCT, ロジックモデル

1. はじめに

本稿は、政府が取り組みを進める「エビデンス（証拠）に基づく政策立案」（Evidence Based Policy Making：以下、EBPMという）について考察する。EBPMとは、一般的には適切なデータと厳密な方法に基づき、政策の効果や費用を分析し、政策を決定する際のエビデンスとすることとされる。

EBPMという用語が我が国の政府文書に登場するのは、2016年頃からであり、2017年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2017」（骨太方針2017）では、経済・財政一体改革の着実な推進を目指し、エビデンスに基づく政策立案を推進するとされ、平成30年度予算編成

の在り方として「経済財政諮問会議において、改革の進捗管理、点検、評価を強化し、証拠に基づく政策立案（EBPM）の視点も踏まえ、エビデンスの充実をより一層進め、それに基づく議論と検討を予算編成に反映させる」¹⁾と明記された。

こうしたことから、現在、各府省において、EBPM推進に向けた取組がなされているところであるが、それらの取組の効果については批判的・懐疑的な見方も存在する。

そこで、本稿では、EBPMの概念に関する考察を踏まえた上で、我が国における導入の経緯や取組の特徴を整理することで、EBPMに取り組む意義と展望について検討する。

2. EBMと英米における展開

2.1. EBPMとEBM

EBPMは、「証拠に基づく医療」(Evidenced Based Medicine：以下、EBMという)の系譜に連なるものとする先行研究が散見できる。斎尾・栗原(2001)によるとEBMとは、1991年、Gordon H. Guyattにより提唱され、1996年、David L. Sackettによって「個々の患者の治療にあたっての意思決定において、最新で最良のエビデンスを誠実に思慮深く利用すること」と定義された臨床疫学を個々の症例に適用する方法論とされる。また、田辺(2020)は、EBMをEBPMの起源として「患者への意思決定において、その時点で得られる最善のエビデンス(科学根拠)を利用しようとする医療のあり方」²⁾と説明している。EBMというエビデンスとは、ある医療的な介入行為に関する因果的な検証結果のことを指しており、検証方法として「ランダム化比較試験(Randomized Controlled Trial：以下、RCTという)」を利用するのが一般的である。すなわち、EBPMという発想の根底がEBMにあるとすれば、EBPMにおいても最良(最善)のエビデンスをRCT等の分析手法によって、どのように認識し、政策の意思決定に利用するかが重要となる。

2.2. 米国におけるEBPM

EBMをEBPMの源流とする考え方がある一方で、行財政改革の視点に立てば、科学的根拠を政策形成の意思決定に役立たせようとする試みは古くから存在する。米国では、1949年のフーバー元米大統領を委員長とする行政部機構委員会の勧告によって連邦政府に「業績予算(Performance Budget)」が導入され、1961年には業績予算を発展させる形で連邦国防予算に「プログラム予算(Planning Programming Budgeting System：以下、PPBSという)」が導入された³⁾。業績予算が政策の目的に対する支出額の合理化を業務費用(work-cost)の測定を通じて図るものであるのに対し、PPBSは政策の目標ごとにコスト・ベネ

フィット分析を通じた合理的な政策選択を要請するものであった⁴⁾。PPBSは、導入当時、世界的な注目を集めたものの1971年に廃止された。廃止の背景には、成果の特定と貨幣価値換算が実務的に活用できなかったことや過度の業務負担等があったといわれている⁵⁾。ただし、PPBS廃止以降も、業績予算やPPBSの考え方を踏襲した「目標による管理(Management by Objectives)」の手法や事業計画を費用と効果に照らして白紙的に評価する「ゼロベース予算(Zero Based Budgeting)」が導入されており、政策形成への科学的根拠に基づくアプローチは引き継がれていった。

1993年からは「政府業績成果法(Government Performance and Results Act：以下、GPRAという)」が成立したことにより、プログラムごとの目標指標の設定と実際の業績との対比、業績・成果の予算への反映が法律で定められることとなった。ただし、GPRAは業績情報と予算額との関連づけというよりも、業績情報の整備に資した側面が強かった⁶⁾。津田・岡崎(2018)でもGPRA成立以降、「実際に施策や予算の意思決定で業績測定の結果が重視されてきたか」というと、議会の関心は低く、活用度合いも省庁ごとにばらつきが大きかった⁷⁾ことが指摘されている。

こうした問題への対応として、GPRAの運用強化(業績情報の予算への活用)を目指して2004年に導入されたのが、「プログラム評価と格付けツール(Program Assessment and Rating Tool：以下、PARTという)」であった⁸⁾。PARTでは、業績を最重視しながらプログラムの目的や戦略、マネジメントの改善も評価項目に組み入れることで、プログラムの妥当性、有効性を中心に評価を政策の意思決定に反映させる仕組みが整えられた⁹⁾。PARTは、共和党から民主党への政権交代にともない廃止されたが、オバマ政権時代もプログラム評価は重視され、評価においては前政権よりも客観性の高いエビデンスを重視する方針が採られていった。この方針は、2011年に成立したGPRAの運用課題の改善を図ることを目的とする「政府業績成果現代化法(GPRA

Modernization Act)」に反映されている。

そして、2016年には、エビデンスによる効率的な政策形成のための調査を目的とする「証拠に基づく政策形成諮問委員会（Commission on Evidence Based Policymaking：以下、CEPという）」が設置され、2017年に最終報告書が大統領と議会で提出された。CEPがまとめた最終報告書では、①データへの安全なアクセスの構築方法、②個人情報保護とデータ利用の透明性を改善する方法、③データインフラの近代化、そして④エビデンス創出に向けた制度・機構の能力の強化といった論点での提言がなされている¹⁰⁾。この最終報告書の勧告を踏まえて、2018年には、各政府機関にデータの公開や政策形成に資するためのエビデンス利用を促進させるために「証拠に基づく政策形成基盤法（Foundations for Evidence-Based Policymaking Act）」が制定された。また、「階層的エビデンス補助金（Tiered Evidence Grants：以下、TEGという）」が制度化され、エビデンスの質に応じて競争的資金が獲得できる仕組みが整えられている¹¹⁾。これにより、エビデンスの確度が低い、いわゆるモデル事業のような事業も実施しやすい仕組みとなっている。

2.3. 英国におけるEBPM

英国では1980年代、公営事業の民営化、民間部門に倣った経営的手法の行政への導入といった、いわゆる「新公共経営（New Public Management：以下、NPMという）」と呼ばれる行財政改革が実施されており、こうした改革手法の一環として、業績測定と明確な業績基準の設定、政策目標や目的に対する定量的に計測された成果指標による分析等が行われていた。1997年に誕生したブレア労働党政権は、資本主義でも社会主義路線でもない「第三の道」の方針を示しながらも行財政における効率性を高めることを目的として、予算編成に業績測定や成果指標を活用させる方策を積極的に打ち出していった。1999年に公表された「政府白書（Modernising Government）」では、短期的な要求だけに対応するのではなく、エビデンスに基づく長期的展望に立った政策形成を進めて

いく方針が示された¹²⁾。また、政策立案者に対しては、より多くの新しい発想や既存の方法を疑問視するような問題意識を持って、政策形成においてエビデンスや知見を有効に利用し、長期的目標の達成を重要視することが求められた¹³⁾。

2003年には、政策評価のガイドブックとしてまとめられた「Green Book」が改訂され、政策の意思決定に関わる事前評価（Appraisal）報告書において、評価結果とそれに基づく提言を裏付けるための十分なエビデンスを提示すべきであることが明記された¹⁴⁾。

さらに、Green Bookを補完するガイドブックとして「The Magenta Book」が公表されており、その中で、政策効果を測定するための手法として前述のRCTが有効であることが述べられている¹⁵⁾。

2010年以降、政権が保守党（保守・自由連立）に変わってからも政策過程においてエビデンスを重視する姿勢は継続された¹⁶⁾。2013年に全面改訂された「Green Book」でも、政策評価において引き続きエビデンスを重要視する考え方が示された。

また英国では、EBPMを実践するためのサポート機関として、「What Works Center：以下、WWCという」が存在する。WWCとは、エビデンス供給の中心的な組織になることを目的に設立された官民協働機関である。WWCという発想の原型は、1999年に設立された国立医療技術評価機構（National Institute for Health and Care Excellence：以下、NICEという）に求めることができる。NICEは、医師などの専門家、学術関係者、政策立案者の連携を手助けし、病気の診断、治療の効果的な方法をエビデンスに基づいて提案することを目的とした機関として設立された。WWCはこうした仕組みを参考にして、主要な政策分野（地域経済成長戦略や犯罪防止策など）につくられた、いわばエビデンスの仲介機関である。HM Government（2013）によれば、WWCの主な役割として、①エビデンスの創出（Generate）、②エビデンスの使いやすいフォーマットへの変換（Translate）、③エビデンスの適用に向けた普及

促進 (Adopt) の3つが示されている。

なお、WWCと既存のNICE等の機関との連携のためのネットワーク (What Works Network) が構築されており、エビデンスの利用者協働のプラットフォームとして機能する仕組みが整えられている。

3. 我が国における EBPM

3.1. 推進の経緯

2013年6月に閣議決定された骨太の方針2013では、実効性のあるPDCA¹⁷⁾の実行に向けて、エビデンスに基づく政策評価を確立させることが明記されており、これがエビデンスという用語が初めて用いられた骨太の方針とされている¹⁸⁾。

骨太の方針2015では、歳出改革の考え方・アプローチとして、見える化された情報を用いたエビデンスに基づくPDCAの徹底を目指すこととされ、エビデンスに基づき各府省庁は行政事業レビュー等において、歳出改革の効果に関する評価をはじめ、各事業の厳格な評価を行うとともに、その結果を公表すること。さらに、評価の翌年度予算の要求に際しては、評価結果をどのように反映したかを整理し公表することとされた¹⁹⁾。

骨太の方針2016では、主要分野ごとの改革の取組として、社会保障分野では、社会保障関係費の増加要因について、エビデンス・ベースで検証を行うこと、文教・科学技術分野でのエビデンスに基づくPDCAサイクルの徹底が謳われており、平成29年度予算編成の在り方としては、国庫支出金等についてもエビデンス・ベースの精査と見直しを徹底して進めることとされた²⁰⁾。そして、骨太の方針2017において、証拠に基づく政策立案 (EBPM) の視点も踏まえ、エビデンスの充実をより一層進め、それに基づく議論と検討を予算編成に反映させることが盛り込まれた。

このように2016年までの骨太の方針には、PDCAを機能させる観点からエビデンスという用語が使われてきたが、骨太の方針2017の中で、初めてEBPMの用語が用いられた。

EBPMが骨太の方針に登場した背景には、骨

太の方針2017が閣議決定される前に公表された「統計推進会議最終取りまとめ」の中での提言がある。この最終取りまとめでは、「我が国の経済社会構造が急速に変化する中、限られた資源を有効に活用し、国民により信頼される行政を展開するためには、政策部門が、統計等を積極的に利用して、証拠に基づく政策立案 (EBPM エビデンス・ペースト・ポリシー・メイキング) を推進する必要がある。EBPMを推進するためには、その証拠となる統計等の整備・改善が重要である。また、EBPMを推進することにより、ユーザー側のニーズを反映した統計等が一層求められ、政策の改善と統計の整備・改善が有機的に進むことから、EBPMと統計の改革は車の両輪として一体として進めていく必要がある。」²¹⁾と結論づけられた。さらに、EBPMを推進するための要の整備として、EBPM推進に係る取組を総括するEBPM推進統括官を各府省に置き、それらEBPM推進統括官等から構成される政府横断的なEBPM推進委員会を設置することが提案された。

この提案を受けて、2017年8月に内閣官房副長官補が会長となって各府省のEBPM推進統括官を構成員とするEBPM推進委員会が立ち上げられた。第一回の委員会では、EBPMの各種先行取組や、2018年までの工程表が提示された。EBPM推進委員会は、2021年6月までに7回開催されており、現在、この委員会を中心として我が国のEBPM推進のための取組が進められている。

3.2. EBPMの先行取組

第一回のEBPM推進委員会では、2017年度末までに各府省から当面の活動や体制のアイデアをヒアリングした上で、EBPMの推進に必要な体制を検討し、必要に応じた措置を行っていくことが示された。加えて、3本の矢と名付けられた先行取組を次の3つの部局が「触媒」となって進めることとなった。1つ目は内閣府の経済財政諮問会議事務局 (「経済・財政再生計画」における重要業績成果指標 (Key Performance Indicator :

表1 EBPM 先行取組の経緯

年	EBPM の3本の矢（先行取組）		
	内閣府経済財政諮問会議事務局	総務省行政評価局	内閣官房行政改革推進本部事務局
2017年	・「多様な教育政策に関する実証分析」及び「生活保護受給者の就労支援」の試行的分析 ・「経済・財政再生計画改革工程表2017」の改訂	・各府省の政策評価書においてデータやEBPM手法の活用を指示	・行政事業レビュー実施要領の一部改正 ・「秋のレビュー」による試行的検証
2018年	・「新経済・財政再生計画改革工程表2018」の策定	・政策効果の把握・分析手法の実証的共同研究	・「公開プロセス」の試行的検証
2019年		・政策効果の把握・分析手法の実証的共同研究	・「公開プロセス」の試行的検証
2020年	・EBPM アドバイザリーボードの設置	・政策効果の把握・分析手法の実証的共同研究	・行政事業レビューとEBPMの一体的取組の推進
2021年	・経済・財政一体改革エビデンス整備プラン（仮称）を策定	・政策効果の把握・分析手法の実証的共同研究	・行政事業レビューとEBPMの一体的取組の推進

（出所）小池・落（2020）の表1を参考に筆者作成。

KPI)、2つ目は総務省の行政評価局（政策評価法の評価）、3つ目は行革事務局（行政事業レビュー）であった。なお、これら3つの取組は我が国の「政策体系」に沿って区分することができ、1つ目が政策（狭義）、2つ目が施策、3つ目が事業に対応する。

表1は、第7回までのEBPM委員会への報告資料をもとに、先行取組である3本の矢の経緯をまとめたものである。

4. 我が国のEBPMの現状

4.1. EBPMの定義と特徴

「統計推進会議最終取りまとめ」を受けて、EBPM推進の取組が進められていることからわかる通り、我が国のEBPMの実践には、統計データの利活用のための手法として確立させるという目的がある。すなわち、骨太の方針（2013～2016）のエビデンスに関する記述を踏まえて、我が国におけるEBPM推進の位置づけを提示するならば、統計データをPDCAサイクルを機能させるためのエビデンスとして利活用するための新たな試み、といえる。

我が国では、EBPMの定義について、骨太の方針や「統計推進会議最終取りまとめ」の中で明確に示されていない。ただし、前述したように

2017年にはすでにEBPMの名称で先行取組が進められており、EBPMの先行取組での検討内容を我が国のEBPMの事実上の定義とする見方がある²²⁾。第4回EBPM推進委員会において、先行取組の一つを担う内閣官房行政改革推進本部が提出した資料では、およそ2年間の先行取組の経過を踏まえて、EBPMを次のように説明している。

証拠に基づく政策立案（EBPM）とは、(1) 政策目的を明確化させ、(2) その目的のため本当に効果が上がる行政手段は何かなど、当該政策の拠って立つ論理を明確にし、これに即してデータ等の証拠を可能な限り求め、「政策の基本的な枠組み」を明確にする取組。

政策目的や当該政策の拠って立つ論理を明確にするための取組とは、具体的にはどのような内容になるのか。第一回EBPM推進委員会に提出された資料をみると、総務省行政評価局による取組では、すでに①政策評価に関する客観的な情報・データの活用等を徹底し、②各府省に3施策程度のロジックモデルの試行的作成を依頼していることが記載されている。

また、内閣官房行政改革推進本部事務局では、「秋のレビュー」の試行的検証において、ロジックモデル及び統計・データの活用による追加的な

検証を通じて、従前の行政事業レビューの検証の観点を拡充するなどにより、行政事業レビューの精度及び実効性を高めていくというものであった。

このことから、我が国のEBPM推進の取組の要点が「ロジックモデル」であることがわかる。

4.2. ロジックモデルと各府省の取組

我が国において、ロジックモデルの作成は、政策評価の一部で使われてきた手法であり、その定義は、ある施策がその目的を達成するに至るまでの論理的な因果関係を明示したものとされる²³⁾。EBPMとの関係においては、ロジックモデルを米国のプログラム評価の観点から説明することが一般的であり、ロジックモデルはプログラム評価の5つの階層（ニーズ評価、セオリー評価、プロセス評価、アウトカム/インパクト評価、効率性評価）のうち、セオリー評価の中心になるものとして位置づけられている²⁴⁾。プログラム評価におけるロジックモデルの基本形を簡単に表すと下図のようになる。すなわち、我が国のEBPM推進としての主な取組を具体的に示せば、統計データの利活用とともにロジックモデルを作成することで、政策の目的や拠って立つ論理の明確化に役立たせようとするということといえる。

2019年度においては、予算検討・要求プロセスにおいて、作成したロジックモデルを財務省主計局への説明資料の一部として活用したのが9府省77件、行政事業レビューにおいてロジックモデルを活用したEBPMを実践したのが7府省30件、「秋のレビュー」において一部事業についてロジックモデルを活用したEBPMの観点からの議論を実践したのが2府省3件となっている²⁵⁾。ロジックモデルの基本形を表すと図1のようになる。

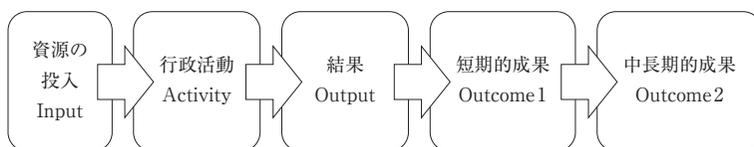
なお、2020年度からは、行政事業レビューとEBPMの一体的取組として新規予算要求事業（10億円以上）及び公開プロセス対象事業について、原則、ロジックモデルを作成・公表するほか、予算プロセスとEBPMの一体的取組として事業の性質等を踏まえ、省内予算検討・要求プロセスや財務省主計局への説明においてロジックモデルを積極的に作成・活用させる方針が示された。

5. おわりに

我が国のEBPMの推進について、その背景にある考え方や経緯、実施されている具体的な取組の内容に焦点をあてて考察してきた。考察の結果を整理すると、EBPMは、その根源を医療分野の経験に求める考え方がある一方で、英米においては行政財政改革の一環として発展してきたものであること、我が国においてはPDCAの観点からエビデンスの重要性は確認されていたものの、EBPMの用語自体は統計改革の議論の俎上に上がったことが契機になって骨太の方針に用いられた、ということである。また、我が国のEBPMの具体的な取組としては、EBPM3本の矢と称される先行取組に倣い、各府省の政策（事業）において政策の拠って立つ論理を明確にするため、米国のプログラム評価を参考としたロジックモデルを作成することが主な内容であることが分かった。

このようなロジックモデルの作成に重点がおかれた取組に対しては、EBPMの本来の意味から逸脱しているといった批判がある。そうした批判が意味するところは、医療分野でみられるようなRCT等の分析によって政策の因果関係を表すエビデンスを創出するには至っていない、という

図1 ロジックモデルの基本形



(出所) ピーター・H. ロッシほか (2005) EXHIBIT5-Gを参考に筆者作成。

ことであろう。批判の背景には、我が国におけるエビデンスと医療分野や英米のEBPMのエビデンスの解釈における違いがある。

先に示した我が国のEBPMの定義に従えば「当該政策の拠って立つ論理を明確にし、これに即してデータ等の証拠を可能な限り求め」という一文からわかるように、我が国では統計データをエビデンス（証拠）として捉える方が妥当であるため、必ずしもRCT等の分析によって創出されたエビデンスは求められていない。今後は、エビデンスに対する定義の違いを踏まえた視点から、ロジックモデルとエビデンスの関係を検討する必要がある。

また、EBPM推進委員会の下に置かれたEBPM課題検討ワーキンググループの第2回の会合（2021年2月）で提出された資料によると、各事業等担当者に行ったアンケート結果では、ロジックモデルについて、「全く役立たなかった」あるいは「あまり役立たなかった」とされた回答が新規事業では全体（ $n = 144$ ）の41%、継続事業では全体（ $n = 148$ ）の37%を占めており、作業負担と効果との対比などからEBPMに対する疑問の声も見受けられた²⁶⁾。このアンケート結果から、行政の現場では少なからずEBPMへの忌避感が生じているようにも思われる。

我が国でEBPMが期待されるような効果を発揮するまでには、未だ様々な課題が残されていることは事実であろう。現場の疲弊を避けるためにも、英国でみられるような外部の専門機関の設立・利用を検討したり、EBPMがPDCAサイクルを機能させるための重要なツールであることを十分に確認できるまでは制度に組み込まず、試行の段階に留めることも検討すべきではなかろうか。

【注】

- 1) 内閣府（2017）p. 30. なお本稿では、毎年6月に閣議決定される「経済財政運営と改革の基本方針」を、骨太の方針+年数として表記する。
- 2) 田辺（2020）p. 20.
- 3) 人件費や物件費、総務費や民生費といった項目ではなく、プログラム（日本の政策評価体系の施策や事業にあたる）ごとに予算配賦することに従来の予算編成との大きな違い

がある。

- 4) 兼村（2004）「ガバナンスと行財政システム改革」p. 63.
- 5) 稲沢（2005）p. 79.
- 6) 藤野（2009）p. 98.
- 7) 津田・岡崎（2018）p. 4.
- 8) プログラム評価とは、プログラム、政策、組織、又はその構成要素について、その有効性及び効率性を評価するための体系的な分析を意味する。
- 9) 新日本有限責任監査法人（2015）pp. 36-37.
- 10) 津田・岡崎 前掲（注9）p. 14.
- 11) GAO（2016）p. 5.
- 12) Cabinet Office（1999）Chapter 2, Poicy making, 2.
- 13) Cabinet Office, *ibid.*, Chapter 2, Poicy making, 6.
- 14) HM Treasury（2003）p. 6.
- 15) HM Treasury（2020）p. 46.
- 16) 家子ほか（2016）p. 13.
- 17) PDCAサイクルとは、Plan（計画）・Do（実行）・Check（評価）・Action（改善）を繰り返すことによって、Plan（計画）の有効性と、Do（実行）の効率性の向上を図る仕組み。
- 18) 小池・落（2020）p. 11.
- 19) 内閣府（2015）pp. 26-40.
- 20) 内閣府（2016）pp. 37-46.
- 21) 統計価格推進会議（2017）p. 1.
- 22) 小池・落 前掲（注20）p. 18.
- 23) 文部科学省（2005）評価結果第1章2.
- 24) 大西・日置（2016）p. 25.
- 25) 内閣官房行政改革推進本部事務局（2020）p. 3.
- 26) 「事業等担当者アンケート単純集計結果」（第2回 EBPM課題検討ワーキンググループ 参考資料3）https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/ebpm/kadaikento_wg/dai2/gijisidai.html（2021年9月1日確認）。

【参考文献】

- 青柳志太郎（2018）「EBPMが継承すべきEBMの思考法」『行政&情報システム』10月号, pp. 28-32.
- 家子直幸・小林庸平・松岡夏子・西尾真治（2016）「エビデンスで変わる政策形成：イギリスにおける『エビデンスに基づく政策』の動向、ランダム化比較試験による実証、及び日本への示唆」, 三菱UFJリサーチ&コンサルティング政策研究レポート
- 稲沢克裕（2005）『公会計』同文館
- 内山融・小林庸平・田口壮輔・小池考英（2018）「英国におけるエビデンスに基づく政策形成と日本への示唆—エビデンスの『需要』と『供給』に着目した分析—」, RIETI Policy Discussion Paper Series
- 大屋雄裕（2019）「政策と実践：EBPMの限界と可能性」『情報法研究』第6号, pp. 3-10.
- 金子太郎編（1969）『PPBSの基礎知識』金融財政事情研究会
- 大西淳也・日置瞬（2016）「ロジック・モデルについての論点の整理」財務省財務総合政策研究所総務研究部調査報告書
- 兼村高文（2004）『ガバナンスと行財政システム』税務経理協会
- 小池拓自・落美都里（2020）「第1章 我が国におけるEBPMの取組」『EBPM（証拠に基づく政策形成）の取組と課題』

- (調査資料 2019), pp. 9-35.
- 斎尾武郎・栗原千絵子 (2001) 「Evidence-based medicine の現代科学的考察: EBМ questioned; a metascientific criticism」『Clin Eval』29 (1), pp. 185-201.
- 小林康平 (2020) 「日本におけるエビデンスに基づく政策形成 (EBPM) の現状と課題—Evidence-Based が先行する分野から何を学び何を乗り越える必要があるのか—」『日本評価研究』20 (2), pp. 33-48.
- 新日本有限責任監査法人 (2015) 「『アメリカの政府業績成果現代化法 (GPRAMA) 等の運用から見た我が国の政策評価の実施及び会計検査』に関する調査研究」(会計検査院委託業務報告書)
- 統計改革推進会議 (2017) 「最終とりまとめ」
- 田辺智子 (2020) 「エビデンスに基づく政策立案 (EBPM) の推進に向けて—医療の経験からの示唆—」『政策評価研究』20 (2), pp. 19-31.
- 津田広和・岡崎康平 (2018) 「米国における Evidence-based Policymaking (EBPM) の動向」, RIETI Policy Discussion Paper Series.
- 内閣官房行政改革推進本部事務局 (2020) 「令和元年度における各府省の EBPM の取組について」
- 内閣府 (2015) 「経済財政運営と改革の基本方針 2015」(骨太の方針 2015)
- 内閣府 (2016) 「経済財政運営と改革の基本方針 2016」(骨太の方針 2016)
- 内閣府 (2017) 「経済財政運営と改革の基本方針 2017」(骨太の方針 2017)
- 福島康人 (1980) 「PPBS の教訓と政策科学への道」『オペレーション・リサーチ』5月号, pp. 285-296.
- 藤野雅史 (2009) 「公的部門における管理会計の統合プロセス—米国連邦政府の業績予算—」『会計プロGRESS』第10号, pp. 84-100.
- 文部科学省 (2005) 「総合評価書—国際競争力向上施策の効果に関する評価について—」https://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/kekka/06032711/002.htm (2021年9月1日確認)
- 山本清 (2019) 「EBPM と自治体企画」『都市問題』9月号, pp. 92-99.
- D. J. トーガーソン・C. J. トーガーソン (2010) 『ランダム化比較試験 (RCT) の設計—ヒューマンサービス, 社会科学領域における活用のために—』日本評論社 (原田隆之ほか訳)
- ピーター・H. ロッシほか (2005) 『プログラム評価の理論と方法—システムティックな対人サービス・政策評価の実践ガイド—』日本評論社 (大島巖ほか訳)
- Cabinet Office (1999) *Modernising Government*.
- Cartwright, N. and J. Hardie (2012) *Evidence-based Policy: A Practical Guide to Doing It Better*. Oxford: Oxford University Press.
- GAO (2016) *TIERED EVIDENCE GRANTS: Opportunities Exist to Share Lessons from Early Implementation and Inform Future Federal Efforts*.
- HM Government (2013) *What Works: evidence centres for social policy*.
- HM Treasury (2003) *The Green Book: Appraisal and Evaluation in Central Government, Treasury Guidance*.
- HM Treasury (2020) *Magenta Book: Central Government guidance on Evaluation*.
- Pawson, R. (2006) *Evidence-based Policy: A Realist Perspective*. London: Sage.

(2021年9月18日 受稿)
(2021年10月2日 受理)